

# ハラスメント防止の状況に関する 特別防衛監察の結果（概要）

---

令和5年8月  
防衛監察本部

# 特別防衛監察の概要（報告書第1～第4、第8）

## 1. 根拠

令和4年9月6日 ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第4号）

令和4年9月13日 特別防衛監察計画について大臣承認

## 2. 対象項目

- ハラスメント防止の状況（以下の2つの観点から調査・検査）
  - ・ ハラスメント相談対応に係る関係規則の遵守状況
  - ・ ハラスメント相談対応が適正でない、又はなかった案件の事実関係

## 3. 対象機関

- 陸・海・空自衛隊を含む防衛省本省の全機関・防衛装備庁

## 4. 実施項目

- ハラスメント相談対応に関する申出の受付（1,414件。令和4年12月15日に公表済み）
- 申出内容に関する聴き取り調査（ハラスメント被害の申出1,325件、ハラスメントに関する意見14件等）
- 実地監察・助言（延べ500人以上を派遣し、延べ400人以上を面談）
- 機関等における対応措置の求め（以降フォローアップし、進捗状況、懲戒処分件数等を適切な時期に公表）

## 5. 今後の対応

- 相談対応の状況等について、今後も、各種防衛監察で継続的に調査・確認。

# 監察結果の要旨 (報告書第5)

## 1. 6割以上が相談員・相談窓口を利用せず

相談先を知らなかった場合を除いた多くが、  
相談員・相談窓口の対応やその後の状況を懸念して敢えて相談せず。

## 2. 上司や相談員・窓口に相談をした者も多くが不満

管理者等に相談した者からも、相談員・相談窓口  
に相談した者からも、  
相談員・相談窓口を利用しなかった理由と呼応・共通する不満多数。

## 3. 一部の組織・職場等ではその特性から特有の困難

相談制度がその役割・機能を  
十全に果たせていない可能性

## 現状分析(1)：相談状況と相談しなかった理由 (第6第1項)

相談状況	該当案件数
申出案件について相談員・相談窓口 に相談したことがある	400件 (30.2%)
うち、相談相手が実はメンタルヘルス 相談の担当者であったもの	83件 (6.3%)
申出案件について相談員・相談窓口 に相談したことがない	850件 (64.2%)
不明	75件 (5.7%)

- ① 相談しても改善が期待できないため (23.0%)
- ② 自身がその件を相談できる相談員・相談窓口があることに思いが至らなかったため (15.9%)
- ③ 相談しづらい、又は相談できる雰囲気・環境ではないため (12.7%)
- ④ 相談することによる不利益や加害者とされる者からの報復を懸念したため (10.7%)
- ⑤ 相談することを思いつかなかった(発想が無かった)ため (9.5%)
- ⑥ 相談した秘密が守られないため、その他相談員・相談窓口が信用できないため (8.7%)

## 現状分析(2)：相談対応等に関する問題（報告書第6第2項～第5項）

### 1. 相談に対応する側の意識・姿勢の積極性が不十分

- 管理者や相談員・相談窓口が事案として取り上げることに消極的と感じた申出者が非常に多数。
- 相談員・相談窓口の対応を「たらい回し」「丸投げ」等と感じて不満を訴える申出者が存在。
- 事案の顕在化は管理者等の人事評価にマイナス、適切に対応しても評価されないとの受止めも存在。
- 管理者等への教育が防止フェーズを偏重しており、事案が起きてからの対応への目配りが不十分。

### 2. 相談員・相談窓口の使いやすさが不十分

- 自身のケースを相談できる相談先が思い浮かばなかった申出者多数（相談するとの発想がなかった者も）
- 相談しづらい、相談できる雰囲気・環境にない、周囲に知られたくない等とする申出者も多数。
- メンタルヘルス担当への相談について、その後ハラスメント対応がないとする申出者も散見。

### 3. 相談を受けた後の対応が不適切又は不完全

- 人事への悪影響を示唆された、加害者に相談したと知られた、加害行為が悪化した等とする申出者が存在。実地監察でも、「犯人捜し」や報復を懸念して相談を躊躇っていた例多数。
- 適正な事実調査がない、事実上の指導や離隔等の応急的な措置しかない等不満を残す申出者非常に多数。実地監察では、記録作成が不十分で適切な措置に繋がっていない状況を確認。
- 当初の聴取り以降フォローがない、調査結果を知らされない等、対応されたか不信感を示す申出者多数。

### 4. 把握・相談対応が組織等の特性に未適応

- 防衛大学校（防大）及び防衛医科大学校（防医大）では状況の把握・相談対応が不十分。
- 規模に比して出先の数が多い地方協力本部（地本）、警務隊及び情報保全隊も同様の状況。
- 異動先が限定される職種、職域、職場のハラスメント申出が比較的多い傾向。

# 主な改善策等 (報告書第7)

## 1. 組織全体及び管理者的立場にある者の意識改革

- ・ ハラスメントが発生することもある前提で厳正に対処する「ゼロ・トレランス政策」を明確化。
- ・ 適正な対応をプラスに、対応漏れ等をマイナスに評価する適正な人事評価を導入。
- ・ ハラスメントの防止に加え、発生した場合の対応にも注力した管理者等教育へと拡充。

## 2. 相談員・相談窓口の利用可能性の向上

- ・ 身近な相談員・相談窓口以外の相談に応じてもらえる相談先・利用方法を周知。
- ・ 各相談員・相談窓口における案件の引受け・引継ぎ要領を明確化し、確実に励行。
- ・ 想定される相談状況に応じた資質・員数の相談体制を構築。
- ・ ハラスメント相談体制とメンタルヘルス相談の枠組みとの相違・関係・連携要領を整理・周知。

## 3. ハラスメント相談への対応要領等の改善

- ・ 相談を受けた者の守秘義務と報告義務のあり方を整理。
- ・ 不利益・報復から相談者をより実効的に保護。
- ・ 事実調査、記録作成及び対応措置について、求められる水準を明示・確保。
- ・ 相談者、申立人、被害者に調査等の結果を通知・説明。

## 4. 機関・職域等の特性に応じた対応

- ・ 多数の学生と様々な専門等の職員が所属する防大、防医大のリスク管理、兆候把握・対応能力を向上。
- ・ 地本、警務隊、情報保全隊への総監部、隊本部の指導・監督を強化。
- ・ 異動先が限定される職種、職域等について、よりきめ細やかな面談等の対策を導入。

# 【参考】防衛省におけるハラスメント相談の枠組み

## 防衛省（内部部局）

ホットライン

【電話、メール、面談、郵送】

受付時間：平日1000～1900

弁護士相談窓口

【メール】

受付時間：平日1000～1800

※ 契約弁護士4名による対応

公益通報窓口

【電話、メール、郵送】

受付時間：平日0930～1815

公益通報窓口（ヘルプライン窓口）

【メール、郵送】

受付時間：平日0930～1815

※ 契約弁護士3名による対応

## 防衛監察本部

防衛監察本部ホットライン

【電話、メール、FAX、郵送】

受付時間：平日0930～1815

（1200～1300を除く）

## 陸上幕僚監部

ホットライン【電話・メール】

受付時間：平日1000～1715

## 各方面總監部

相談窓口【対面】

（ホットラインと呼ぶこともある）

## 師旅団

相談窓口【対面】

心理幹部【対面】

相談員（2名以上）【対面】

## 中隊

相談員（2名以上）【対面】

※駐屯地が複数に分かれている場合、全てに配置される場合もある

## 海上幕僚監部

ホットライン【電話・メール】

受付時間：1000～1900

## 各總監部 基地隊

相談窓口【対面】

カウンセラー【対面】

## 艦艇部隊 航空部隊 陸上部隊

相談員（2名以上）【対面】

※艦艇が港を出ても、陸上と艦艇に相談員が配置されている。

## 航空幕僚監部

ホットライン【電話】

受付時間：平日0830～1715

## 航空総隊司令部 航空支援集団司令部 航空開発実験集団司令部 各方面隊司令部

相談員（2名以上）【対面】

## 航空団

相談員（2名以上）【対面】

## 部隊

相談員（2名以上）【対面】

※部隊が複数に分かれている場合、全てに配置される